

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A塗装工業で塗装工として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、遊具塗装工事のため、飛散防止ネットを同僚と取付け中に、床にたれたネットの上で転倒し、地上90cm位の鉄製の横張りに腰の辺りを打ち負傷した（以下「本件災害」という。）ことから、D病院に受診し、「骨盤骨折、左股打撲傷、左肋骨打撲傷及び左胸腹部打撲傷」と診断された。

請求人は、これらの傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の傷病は業務上の事由によるものであると認め、これらを支給していたが、監督署長は、平成〇年〇月分の療養補償給付の請求分に「左腎盂癌、アレルギー性鼻炎、気管支炎」の傷病名が確認されたことから、当該傷病は本件災害との因果関係は認められないとして、診療費の査定について労働局へ文書送付を行った。

請求人は、その後、監督署長に「左腎盂癌、アレルギー性鼻炎、気管支炎」及びE病院に受診し「逆流性食道炎」と診断された際の療養補償給付たる療養の費用を請求したところ、監督署長は、これらの傷病と本件災害との因果関係は認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却

したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した「左腎盂癌、アレルギー性鼻炎、気管支炎、逆流性食道炎」が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人の主張する腎がん及び逆流性食道炎と本件災害との関係について、以下において検討する。

腎がんについて、B医師は意見書において、要旨、労災の傷病の検査で行ったCTで腎がんが見つかったことにより、腎臓を摘出したもので、医学的な因果関係は説明できないと述べている。逆流性食道炎について、C医師は意見書において、平成〇年〇月頃から心窩部痛が出現し、平成〇年〇月に内視鏡検査により逆流性食道炎が認められており、労災による傷病との関連性はないとしている。

当審査会は、請求人の主張に沿って、資料及び医証を精査したところ、両医師の意見は妥当と判断し、請求人の傷病は、本件災害による傷病とは認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。